

不法投棄又は違法な保管状態にある使用済自動車について

1. 調査結果

- 各都道府県・保健所設置市が調査により把握した、不法投棄又は違法な保管状態にある使用済自動車の台数は、全国の合計で約16万9千台。（詳細は別紙1のとおり。）
 - （内訳 ・不法投棄など違法に処分されている使用済自動車 約 4万6千台
 - ・事業場などに違法に保管されている使用済自動車 約12万3千台）
- そのうち、離島（注）分は、約2万1千台。
 - （内訳 ・不法投棄など違法に処分されている使用済自動車 約 1万4千台
 - ・事業場などに違法に保管されている使用済自動車 約 7千台）
 （注）離島：本土、沖縄本島及びこれらと橋で結ばれている島以外の島。

※自動車リサイクル法施行後は、使用済自動車はすべて廃棄物としてみなされること、適用となる廃棄物処理法上の保管基準も変更になることから、「違法な保管状態」の判断も異なることとなる。このため、法施行後は、上記のデータと同じ条件で使用済自動車の不法投棄又は違法な保管状態の状況を比較することはできないことにつき留意が必要。

2. 対策

- 有価物と称し違法な保管状態にある使用済自動車については、自動車リサイクル法完全施行（平成17年1月1日）後は、
 - ①すべての使用済自動車が廃棄物とみなされ、有価なものであっても廃棄物処理法による規制等が行われること、
 - ②当該使用済自動車の計画的な撤去すら困難と判断された場合は、当該事業者に対する許可を与えないこと、
 等を踏まえ、自動車リサイクル法の施行前までに撤去等の措置が必要である旨の周知徹底を引き続き図る。
- 違法状態の解消は原因者の責任において行われるべきものであるため、地方公共団体においては、今後とも不法投棄又は違法な保管状態にある使用済自動車については原因者に原状回復を求めるなどの対策を徹底するとともに、生活環境上影響が懸念される場合は、行政代執行も視野に入れた対応を行うことが必要。
- 自動車リサイクル法施行後は、
 - ①リサイクル料金の預託制度等により使用済自動車が有価で取引されることが期待されるため、不適正な処理が起こりにくいと考えられること、
 - ②電子 manifests 制度により、使用済自動車一台ずつ車台ごとに、一貫して管理されること、
 - ③自動車重量税の還付制度が新たに設けられること、
 等により、使用済自動車の不法投棄や違法な保管が抑制されることが見込まれる。
- 今後とも、関係省庁や各自治体とも十分な連携を図りつつ、不法投棄事案や保管基準違反事案への対応を強化して参りたい。